

自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の見直しに関する国の検討状況

## 1 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について諮問

H22.7.2 環境大臣から中央環境審議会へ「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」諮問

H22.7.26 中央環境審議会から中央環境審議会大気環境部会へ付議

H22.7.26 自動車排出ガス総合対策小委員会を設置

【諮問理由】(1) 平成 22 年度が総量削減基本方針・総量削減計画に定める目標年次であることから、平成 23 年度以降の総量削減基本方針の目標や目標年次の見直しが早急に必要である。

(2) 平成 19 年の自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法改正法の附則第 2 条において、政府は目標の達成状況に応じて法の規定に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとされている。

## 2 環境審議会自動車排出ガス総合対策小委員会での検討経緯

H22.9.13 第 1 回小委員会

自動車排出ガス総合対策の経緯と現状についての報告

- ・平成 13 年度から車種規制(地域で登録できる車の制限)を実施
- ・平成 21 年度では、環境基準を概ね達成(90%以上)

H22.10.15 第 2 回小委員会

小委員会における論点の整理と関係都府県等からのヒアリング

- ・NO<sub>2</sub>・SPM のいずれも「大気環境基準を概ね達成する」との目標は達成
- ・NO<sub>2</sub>は基準超過が局所的に見込まれるため、平成 23 年度以降も継続が必要
- ・基本方針の見直し(目標内容・目標期間の変更)が必要
- ・関係都府県市・事業者からのヒアリング

H22.12.2 第 3 回小委員会

今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について

- ・環境基準の概ね達成(90%以上) 環境基準の確保(100%達成)へ目標を変更
- ・関係者の連携の下での総合的な対策の実施

(H22.12.9～H23.1.7) パブリックコメントの実施

H23.1.18 第 4 回小委員会

パブリックコメントの実施結果について

- ・特段の意見はなく、微修正のうえ中間報告とりまとめ

H23.1.28 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(中間報告)」とりまとめ

3 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減基本方針の変更について

平成 23 年 1 月 28 日の小委員会中間報告を受け、国において自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減基本方針の変更について、平成 23 年 3 月 25 日に閣議決定、3 月 31 日に基本方針の変更を行った。

総量の削減に関する目標については、平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する(ただし、平成 27 年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす)こととされた。

〽測定局を含め、対策地域全域で大気環境基準を達成することをいう。

#### 4 今後の予定（自動車 NOx・PM 法の規定の見直しに関する検討）

- ・現在、平成 22 年度までの環境基準の達成状況及び変更された総量削減基本方針に基づく次期総量削減計画の策定に向けて必要となる目標排出量の算定を進めている。
- ・今後、上記の結果等を踏まえつつ、現行法の規定に検討を加え、講ずるべき必要な措置について審議・取りまとめを行う予定。（平成 24 年度以降の見込み）

#### 5 法と条例との関係

平成 15 年 8 月 20 日の兵庫県環境審議会答申では、「法の車種規制では、法対策地域外から法対策地域内へ流入する車両には適用されず、法対策地域内事業者は排出基準適合車への代替を余儀なくさせられ、法対策地域外事業者は排出基準不適合車の使用が可能であるという事業者間の不公平が生じている。」と指摘している。

また、条例の規制が、「法の基準に適合しない自動車（車両総重量 8 t 以上（バスにおいては 30 人乗り以上））での条例規制地域内の道路の運行を禁止」している。

これらのことから、条例による運行規制は、法による規制と密接な関係を有している。